

用 例 集

(平成十四年度改正)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

平成十四年十月

法務省司法法制部司法法制課

目 次

【附則関係】

「公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）」	1
「公布の日の属する月の翌月の初日」	2

【理由関係】

「政府職員の…裁判官」	8
「政府職員の…検察官」	10

附則

「公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）」

○一般職の職員の給与に関する法律

○国立及び公立の義務教育諸学校等の教

（昭和二十五年四月三日）
(法律第九十五号)

（昭和四十六年五月二十八日）
(法律第七十七号)

附則
(施行期日等)
(昭和四三年一一月二一日法律第一〇五号)

（昭和四十六年五月二十八日）
(法律第七十七号)

（施行期日等）
1この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律第十九条の二の改正規定はこの法律の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、第一条中同法第十九条の三第一項及び第二項、第十九条の四並びに第一十三条第七項の改正規定は昭和四十四年四月一日から施行する。

附則
(施行期日等)
1この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の改正規定はこの法律の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、第十九条の二第一項及び第二項の改正規定は平成七年一月一日から、別表第一から別表第九までの改正規定中別表第六〇の備考(一)及び八の備考(一)に係る部分並びに附則第九項の規定は同年四月一日から施行する。

○一般職の職員の給与に関する法律

(昭和二十五年四月三日)
(法律第九十五号)

附 則

(施行期日等)
(昭和四三年一二月一日法律第一〇五号)

1この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律第十九条の二の改正規定はこの法律の公布の日から、第一条中同法第十九条の三第一項及び第二項、第十九条の四並びに第二十三条第七項の改正規定は昭和四十四年四月一日から施行する。

○国立及び公立の義務教育諸学校等の教

育職員の給与等に関する特別措置法

(昭和四十六年五月二十八日)
(法律第七十七号)

附 則

(施行期日等)
(昭和四十六年五月二十八日)

1この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の改正規定はこの法律の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から、第十九条の二第一項及び第二項の改正規定は平成七年一月一日から、別表第一から別表第九までの改正規定中別表第六〇の備考(一)及び八の備考(一)に係る部分並びに附則第九項の規定は同年四月一日から施行する。

附則

「公布の日の属する月の翌月の初日」

○国家公務員共済組合法

(昭和三十三年五月一日)

(法律第二百二十八号)

附則
(施行期日等)
(平成元年一二月一七日法律第九三号)

第一条この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条中国家公務員等共済組合法第四十二条第一項の表の改正規定、同法附則第六条の次に一条を加える改正規定、同法附則第十四条の二第一項及び同法附則第十四条の二第六項を同条第十項とし、同条第三項から第五項までを四項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に四項を加える改正規定並びに次条の規定、この法律の公布の日の属する月の翌月の初日

二第一条中国家公務員等共済組合法第七十三条第四項の改正規定 平成二年二月一日三第一条中国家公務員等共済組合法附則第十四条の十を同法附則第十四条の十一とし、同法附則第十四条の九の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第二十条第二項及び附則第二十条の二の改正規定、第二条の規定、第三条中国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十四条の改正規定、同法附則第五十一条の改正規定(同条第一項の改正規定を除く。)、同法附則第六十四条に一項を加える改正規定及び同法附則第六十五条の改正規定、第四条の規定並びに附則第六条から第八条までの規定 平成二年四月一日

2次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第七十二条の二第一項、第七十八条第二項、第八十二条第一項及び第三項、第八十三条第二項、第八十九条第三項、第九十条、附則第十二条の四第一項並びに附則第十三条の九の規定並びに第三条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正

する法律(以下「改正後の昭和六十年改正法」という。)附則第十三条、附則第十六条、附則第十七条第二項、附則第十九条第二項、附則第二十八条第一項、附則第三十五条第一項、附則第四十条第一項、附則第四十二条第一項及び第二項、附則第四十六条第一項及び第五項、附則第五十条第一項、附則第五十二条第一項並びに附則第五十七条第一項の規定 平成元年四月一日

二改正後の法第七十九条第二項及び第八十七条第二項の規定並びに改正後の昭和六十年改正法附則第三十六条第一項及び附則第四十四条第一項の規定 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の初日

○地方公務員等共済組合法

(昭和三十七年九月八日)

(法律五百五十二号)

(平成元年二月二十八日法律第九六号)

附 則

(施行期日等)

第一条の法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条中地方公務員等共済組合法第百四十四条第四項の改正規定及び同法附則第三十三条の改正規定並びに附則第五条の規定 この法律の公布の日の属する月の翌月の初日

二第一条中地方公務員等共済組合法第七十五条第四項の改正規定 平成二年二月一日

三第一条中地方公務員等共済組合法第三十八条の三に一項を加える改正規定、同法附則第十四条の三の改正規定、同法附則第十四条の六を削り、同法附則第十四条の五を同法附則第十四条の六とする改正規定、同法附則第十四条の四の改正規定、同法附則第十四条の三の次に一条を加える改正規定、同法附則第十四条の七の改正規定、同法附則第二十八条の六の改正規定及び同法附則第二十八条の七第四項の改正規定並びに附則第六条及び第九条の規定 平成二年四月一日

2次各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第七十四条の二第一項、第八十条第二項、第八十七条第三項及び第四項、第八十八条第三項、第九十九条の二第三項、第九十九条の三、附則第十四条の人並びに附則第二十条第一項の規定並びに第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(以下「改正後の昭和六十年改正法」という。)附則第十二条、附則第十六条、附則第十七条第二項、附則第十九条第四項、附則第二十九条第一項、附则第四十三条第一項、附则第四十六条第一項、

十一條、附則第五十四条第一項、附則第四十八条第一項及び第二項、附則第五十三条第一項、附則第七十二条第一項、附則第七十六条第一項、附則第九十五条第一項、附則第九十八条第一項並びに附則第一百十五条の規定
二改正後の法第八十一条第一項及び第九十二条第二項の規定並びに改正後の昭和六十年改正法附則第一百四条第二項及び附則第一百八条第二項の規定 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の初日
平成元年四月一日

○私立学校教職員共済法

○雇用保険法

(昭和二十八年八月二十一日)
(法律第二百四十五号)

(昭和四十九年十二月二十八日)
(法律第百十六号)

附則
(施行期日等)
(平成六年一一月一六日法律第一〇〇号)
(平成六年六月一九日法律第五七号)

附則
(施行期日)

(昭和四十九年十二月二十八日)
(法律第百十六号)

「この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。」

「第一条中雇用保険法第五十六条の二第一項の改正規定(「第三十七条の六の規定により受給資格者とみなされた者を含む。以下この節において同じ。」)を削る部分を除く。」及び同法附則第二十五条を同法附則第二十六条とし、同法附則第二十四条を同法附則第二十五条とし、

「第一条中私立学校教職員共済組合法第五十一条の改正規定及び附則第六項の規定 この法律の公布の日から起算して二十日を経過した日
三第二条及び第五条並びに附則第七項の規定 平成七年四月一日
四第三条及び第六条の規定 平成十年四月一日

「第一条中雇用保険法第四十五条、第五十条第一項及び第五十三条第一項第一号の改正規定並びに附則第十条の規定 この法律の公布の日
四第一条中雇用保険法第四十八条、第四十九条及び第五十四条の改正規定、第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十条の次に一条を加える改正規定並びに附則第十一条及び第十三条第一項の規定 平成六年九月一日

附則

「公布の日の属する月の翌月の初日」

○厚生年金保険法

(昭和十九年五月十九日)

(法律第一百五十五号)

施行期
限

〔施行期日等〕

(平成元年一二月二二日法律第八六号)

正規定 平成二年四月一日

第一条この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中厚生年金保険法第八十一条の改正規定及び第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十条の改正規定並びに附則第十条の規定 この法律の公布の日の属する月の翌月の初日

二 第一条中国民年金法第十八条の改正規定、第二条中厚生年金保険法第三十六条の改正規定、第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第三十二条第四項の改正規定、同法附則第三十二条の二を削る改正規定並びに同法附則第七十八条第四項及び第八十七条第五項の改正規定並びに第五条の規定 平成二年二月一日

三 第一条中国民年金法第八十七条の改正規定、第二条中厚生年金保険法目次の改正規定、同法第一百十五条及び第一百一十条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第一百三十条の改正規定、同法第一百三十条の二を第一百三十条の三とし、第一百三十条の次に一条を加える改正規定、同法第九章第一節第五款中第一百三十六条の次に二条を加える改正規定、同法第一百四十九条の改正規定、同条の前に款名を付する改正規定、同法第一百五十一条の次に款名を付する改正規定、同法第一百五十九条の三とし、第一百五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六十四条の改正規定、同条の次に三条及び款名を加える改正規定、同法第一百五十九条の改正規定、同法第一百五十九条の二を第一百五十九条の三とし、第一百五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六十五条の次に款名を付する改正規定並びに同法第一百七十五条及び第一百七十六条の改正規定並びに第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第三十六条の改正規定

並びに附則第五条の規定、附則第十七条中法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第八十四条の改正規定、附則第十八条中印紙税法(昭和四十二年法律第二十二号)別表第三文書名の欄の改正規定及び附則第二十一条中地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)附則第九条の改正規定 平成二年四月一日

四第一条中国民年金法目次の改正規定、同法第七条から第九条まで、第四十五条、第九十五条の一及び第一百十一条の一の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同章第一節の節名の改正規定、同法第一百五十四条の前に款名を付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六十六条の改正規定、同法第一百十八条の次に一条及び款名を加える改正規定、同法第一百八十八条の改正規定、同法第一百一十五条の改正規定、同法第一百一十九条の改正規定、同条の次に四条及び款名を加える改正規定、同法第一百二十条、第一百二十二条、第一百二十四条及び第一百二十五条の改正規定、同法第一百二十六条の次に款名を付する改正規定、同法第十一章第二節、第三節及び第四節の節名を削る改正規定、同法第一百二十七条の改正規定、同条の次に一条及び款名を加える改正規定、同法第一百二十八条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百二十九条から第一百三十一条までの改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百三十二条及び第一百三十三条の改正規定、同法第一百三十七条の改正規定、同条の次に款名を付する改正規定、同法第一百三十四条の改正規定、同条の次に一条及び款名を加える改正規定、同法第一百三十六条及び第一百三十七条の改正規定、同第十章中第一百三十七条の次に一節及び節名を加える改正規定、同法第一百三十八条の改正規定、同法第一百三十九条の次に一条を加える改正規定、同法第一百四十条から第一百四十二条までの改正規定、同法第一百四十三条及び第一百四十五条から第一百四十八条までの改正規定並びに同法附則第五条、第六条及び第八条の改正規定並びに第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第四条、第五条第九号、第三十二条第七项及び第三十四条第四項の改正規定並びに附則第三条、第四条、第六

附則

「公布の日の属する月の翌月の初日」

条及び第十六条の規定、附則第十七条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、附則第十八条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、附則第十九条及び第二十条の規定、附則第二十一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第二十二条の規定 平成三年四月一日

2次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
「第一条の規定による改正後の国民年金法(以下「改正後の国民年金法」という。)第十六条の二、第二十七条、第三十三条、第三十三条の二、第三十八条、第三十九条及び第三十九条の一の規定、第一条の規定による改正後の厚生年金保険法(以下「改正後の厚生年金保険法」という。)第三十四条、第四十四条、第五十条、第五十条の二、第六十二条及び附則第九条の規定、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条の規定、第四条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第七十八条第二項(同項の表)旧厚生年金保険法第四十六条の七第二項の項まで及び旧交渉法第十九条の三第一項の項に係る部分に限る。)、附則第八十七条第三項(同項の表)旧船員保険法第三十八条第一項及び第三十九条ノ五第一項の項から旧船員保険法第三十九条ノ五第二項の項まで及び旧交渉法第十六条第一項及び第十九条の三第二項の項に係る部分に限る。)の規定並びに附則第九条第一項及び第二項の規定 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の初日

規定、第七条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、第十六条、第十八条(第四条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。)及び第二十六条の三の規定並びに附則第七条の規定 平成元年四月一日

二 改正後の厚生年金保険法第二十条及び附則第十一条の規定、第四条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第七十八条第二項(同項の表)旧厚生年金保険法第四十六条の七第二項の項から旧厚生年金保険法第三十九条ノ五第二項の項まで及び旧交渉法第十六条第一項及び第十九条の三第二項の項に係る部分に限る。)の規定並びに附則第九条第一項及び第二項の規定 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の初日

十一条、附則第十三条から第十五条まで、附則第十七条、附則第十八条、附則第二十八条、附則第三十一条、附則第三十二条第二項、第三项及び第五项、附則第三十三条、附則第三十四条第一項、附則第四十八条第一項、附則第五十三条、附則第五十六条、附則第五十九条、附則第六十条、附則第六十一条、附則第六十三条、附則第七十三条、附則第七十四条、附則第七十七条、附則第七十八条第二項(同項の表)旧厚生年金保険法第四十六条第一項の項から旧厚生年金保険法第四十六条の七第二項の項まで及び旧交渉法第十九条の三第一項の項に係る部分を除く。)及び第三项、附則第七十九条、附則第八十四条、附則第八十六条、附則第八十七条第三项(同项の表)旧船員保険法第三十八条第一項及び第三十九条ノ五第一項の項から旧船員保険法第三十九条ノ五第二項の項まで及び旧交渉法第十六条第一項及び第十九条第一項及び第二項の規定 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の初日

理由

「政府職員の…裁判官」

○外国弁護士による法律事務の取扱いに

関する特別措置法

(昭和六十一年五月二十三日)

(法律第六十六号)

(組織)

第三十八条外国法事務弁護士登録審査会は、会長及び委員十三人をもつて組織する。

2会長は、日本弁護士連合会の会長が指名する日本弁護士連合会の副会長をもつて充てる。

3委員のうち、八人は弁護士の中から、三人は裁判官、検察官及び学識経験者の中からそれぞれ一人ずつ、一人は政府職員の中から日本弁護士連合会の会長が委嘱する。ただし、裁判官、検察官又は政府職員である委員は最高裁判官、検事総長又は法務大臣の推薦に基づき、その他の委員は日本弁護士連合会の会則で定める日本弁護士連合会の機関の決議に基づかなければならない。

4委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5外国法事務弁護士登録審査会に予備委員十三人を置く。

6第三項及び第三十八条第四項並びに弁護士法第五十三条第三項の規定は、前項の予備委員について準用する。この場合において、同条第三項中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

7弁護士法第五十四条の規定は外国法事務弁護士懲戒委員会の委員長について、同条第二項の規定は外国法事務弁護士懲戒委員会の委員及び予備委員について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

(組織)

第五十六条外国法事務弁護士懲戒委員会は、委員十五人をもつて組織する。

2委員のうち、八人は弁護士の中から、六人は裁判官、検察官及び政
府職員の中からそれぞれ一人ずつ、一人は学識経験者の中から日本弁
護士連合会の会長が委嘱する。ただし、裁判官、検察官又は政府職員
である委員は最高裁判官、検事総長又は法務大臣の推薦に基づき、そ
の他の委員は日本弁護士連合会の会則で定める日本弁護士連合会の機
関の決議に基づかなければならない。

(組織)

第五十六条外国法事務弁護士懲戒委員会は、委員十五人をもつて組織する。

2委員のうち、八人は弁護士の中から、六人は裁判官、検察官及び政
府職員の中から、六人は裁判官、検察官及び政

○沖縄の復帰に伴う琉球政府の権利義務
の承継等に関する政令

(昭和四十七年五月一日)
(政令第百四十九号)

(琉球政府の職員の承継)

第五条法第三十二条に規定する琉球政府の特別職のうち政令で定めるものは、裁判官及び執達吏の職とし、同条に規定する政令で定める公共的団体は、沖縄振興開発金融公庫及び雇用促進事業団とする。

2法の施行の際琉球政府の一般職に属する常勤の職員又は前項に規定する特別職に属する職員として在職する者(以下「元琉球政府職員」という。)は、その従事している事務の種類その他の事情を参酌して、あらかじめ、内閣総理大臣又は沖縄の市町村の長が琉球政府行政主席と協議して定めるところにより、国若しくは同項に規定する公共的団体又は沖縄県の区域内の市町村の職員(以下「国等の職員」という。)となるものとする。

3元琉球政府職員のうち前項の規定により国等の職員となる者以外の者は、沖縄県の職員となるものとする。

(昭四七政八六一部改正)

○ 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法

(昭和六十一年五月二十三日)

(法律第六十六号)

(組織)

第三十八条 外国法事務弁護士登録審査会は、会長及び委員十三人をもつて組織する。

2 会長は、日本弁護士連合会の会長が指名する日本弁護士連合会の副会長をもつて充てる。

3 委員のうち、八人は弁護士の中から、三人は裁判官、検察官及び学識経験者の中からそれぞれ一人ずつ、一人は学識経験者の中から日本弁護士連合会の会長が委嘱する。ただし、裁判官、検察官又は政府職員である委員は最高裁判官、検事総長又は法務大臣の推薦に基づき、その他の委員は日本弁護士連合会の会則で定める日本弁護士連合会の機関の決議に基づかなければならぬ。

4 第三十八条第四項の規定は、外国法事務弁護士懲戒委員会の委員の任期について準用する。

5 外国法事務弁護士懲戒委員会に予備委員十五人を置く。

6 第二項及び第三十八条第四項並びに弁護士法第五十二条第三項の規定は、前項の予備委員について準用する。この場合において、同条第二項中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

7 弁護士法第五十四条の規定は、外国法事務弁護士懲戒委員会の委員長について、同条第二項の規定は、外国法事務弁護士懲戒委員会の委員及び予備委員について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 外国法事務弁護士登録審査会に予備委員十三人を置く。

6 第二項及び第四項並びに弁護士法第五十三条第二項の規定は、前項の予備委員について準用する。

7 弁護士法第五十四条の規定は、外国法事務弁護士登録審査会の会長について、同条第二項の規定は、外国法事務弁護士登録審査会の委員及び予備委員について準用する。

(組織)

第五十六条 外国法事務弁護士懲戒委員会は、委員十五人をもつて組織する。

2 委員のうち、八人は弁護士の中から、六人は裁判官、検察官及び政府